

平成28年度 認定実務実習指導薬剤師養成講習会（更新講習：講座力）開催案内

関係各位

薬学教育6年制に伴い、平成22年度より長期実務実習が開始され、関係機関・団体が連携し認定実務実習指導薬剤師の養成が行われているところです。

つきましては、認定実務実習指導薬剤師所得後5年以上が経過し、認定実務実習指導薬剤師の更新を予定されている方を対象とした更新講習会を下記のとおり開催する運びとなりましたので、対象となる認定実務実習指導薬剤師におかれましては受講くださいますようお願いいたします。

受講希望の方は裏面にございます申込書に必要事項を記入の上、2月15日（水）までに、北海道地区調整機構事務局までFAX（011-831-2412）にてお申込お願いいたします。

また、定員になり次第、締切りとさせていただきますので、定員に達した場合には、お断りのご連絡をさせていただきます。必ずご連絡先の記載をお願いいたします。

記

■主催 北海道地区調整機構

■共催 北海道薬剤師会、北海道病院薬剤師会

平成28年度 認定実務実習指導薬剤師養成講習会（更新講習：講座力）

講座：力「改訂薬学教育モデル・コアカリキュラムと新しい実務実習 薬剤師に求められる基本的資質（平成27年版）」 50分	
日時 釧路会場	平成29年2月26日（日）11：30～（受付11：00～）【定員20名】 釧路赤十字病院 視聴覚室 〒085-8512 釧路市新栄町21番14号 TEL：0154-22-7171

1. 受講料：（力）500円
2. 受講証は、終了時に交付しますが、遅刻・途中退席は、受講証をお渡しできません。
3. 定員については、各会場により異なります。
4. プログラム（受付時間は講義開始前30分間）

更新講習対象者

- ・認定開始日から5年以上が経過している方
（受入施設に勤務の認定実務実習指導薬剤師の方で、認定期限が2017年の9月頃までの方、また次年度以降の学生受入をご希望の方は忘れずに受講願います）
- ・認定有効期間は認定証に記載されています。認定期限がご不明な方は、日本薬剤師研修センターホームページに掲載している認定実務実習指導薬剤師名簿でご確認下さい。
http://www.jpec.or.jp/nintei/nintejitumu/certificate_renew.html
- ・認定実務実習指導薬剤師の更新申請に必要な様式は、「認定実務実習指導薬剤師更新申請書」（認定実務様式1-2）および「認定実務実習指導薬剤師更新のための履歴書」（認定実務様式1-3）となります。日本薬剤師研修センターホームページ<http://www.jpec.or.jp/>の「更新申請手続き」に則って、受講後は速やかに更新申請手続きをお願い致します。

***** 北海道地区調整機構事務局（FAX 011-831-2412）*****

平成28年度認定実務実習指導薬剤師養成講習会（力）申込書

参加者名： _____ ※（ふりがな： _____） 認定番号： _____

施設名： _____ 施設電話番号： _____ FAX番号： _____

※北海道薬剤師会・北海道病院薬剤師会の（ 会員 ・ 非会員 ）

※ 受付の際にお名前を伺いますので必ずふりがなを記載してください。

※ 会員・非会員に欄は必ずどちらかに○を記入してください。

申込期限：平成29年2月15日（水）

認定実務実習指導薬剤師制度の認定更新

(一社) 薬学教育協議会北海道地区調整機構

6年制薬学教育制度下の薬学生に対して、医療の現場における実務実習の際に指導に当たることのできる薬剤師の認定制度である、「認定実務実習指導薬剤師」の初めての認定更新が行われます。

1. 更新対象者

- ・認定証発行日から6年間となっており、認定開始日から5年以上が経過している方が対象です。

(受入施設に勤務の認定実務実習指導薬剤師の方で、認定期限が2017年の9月頃までの方は、今回忘れずにご受講願います。)

認定有効期間は認定証に記載されております。認定有効期間がご不明な方は日本薬剤師研修センターホームページに掲載している名簿にてご確認ください。

2. 更新の条件

- ・指導実績や勤務状況、更新講習(力)を受講することが求められています。

3. 更新申請 (日本薬剤師研修センターへ提出)

- ・更新申請書
- ・更新講習(力)の受講証明書
- ・履歴書
- ・返信用葉書
- ・更新申請料振込明細の写し (5, 143円)

更新講習(力)のご案内は、今後当機構のホームページなどでお知らせいたします。

また、指導薬剤師名簿や更新条件、提出書類などについては日本薬剤師研修HPの「認定実務実習指導薬剤師制度」にて詳細をご確認ください。

http://www.jpec.or.jp/nintei/ninteijitumu/certificate_renew.html

■■■■ 殿

認定実務実習指導薬剤師認定通知書

貴殿から申請された認定実務実習指導薬剤師について、審査の結果下記の通り認定し、(財)日本薬剤師研修センター認定実務実習指導薬剤師名簿に登録したことをお知らせ致します。

審査年月日 平成21年2月25日

認定番号 実習指導第 ■■■■ 号

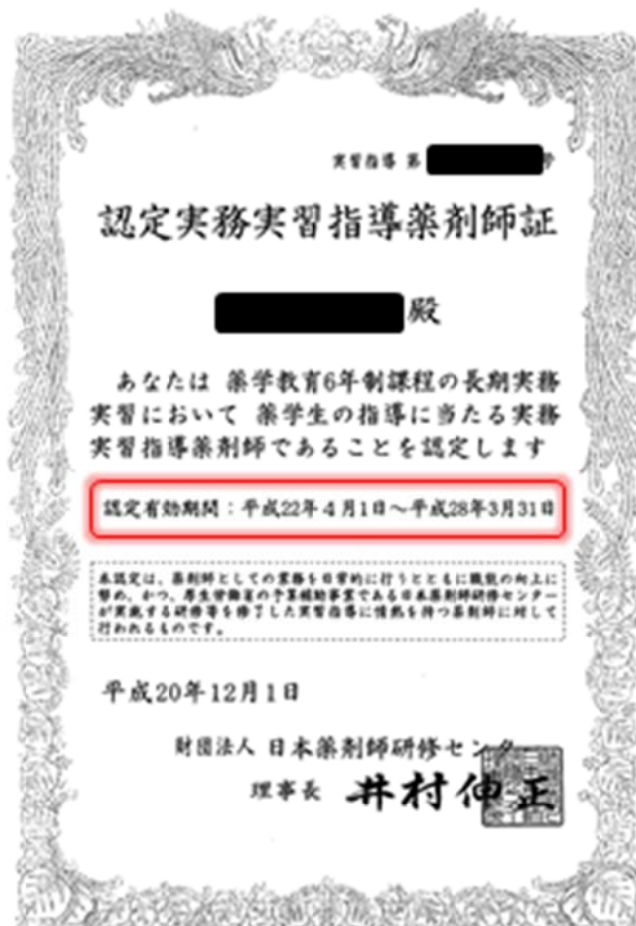
認定有効期間 平成22年4月1日から6年間

注意

- 1) 申請時に認定証の発行を希望された方には後日交付します。
- 2) 認定者は(財)日本薬剤師研修センターホームページに、氏名、認定番号、認定年月日を公表します。

平成21年2月25日
(財)日本薬剤師研修センター
理事長 井村伸正

〒107-0052 港区赤坂一丁目9-13 三會堂ビル6階



認定実務実習指導薬剤師の更新申請

(平成27年5月1日から受付)

(1) 更新の条件

- ① 6年間の認定期間中に、実務実習生の指導実績が1例以上
* 指導実績がない場合は理由等書類提出 ⇒ 認定委員会が個別審査
- ② 勤務状況に関し、次のア、イ、ウ全てを満たすこと
ア 現に実務に従事していること
イ 6年間の認定期間中のいずれかの時点で3年以上継続的に病院又は薬局に勤務していること
ウ 更新申請の直近1年以上継続的に病院又は薬局に勤務していること
- ③ 更新講習(講座名:講座力)を受講していること(平成27年4月1日より開始)
* 更新講習を受講できる者は、認定日から5年以上経過した者

(2) 公益財団法人日本薬剤師研修センターへの更新申請提出書類

- ① 更新申請書(別紙様式)
- ② 更新講習の受講証明書(正本)
- ③ 履歴書(別紙様式)
- ④ 返信用通常はがき(認定通知書用)
- ⑤ 更新申請料振込明細の写し

(3) 更新に係る特例等

- ① 上記(1)①のただし書きにより書類を提出した者であって、個別審査によって更新された者は、更新後の6年間の認定期間中に指導実績がない場合、その次の更新申請をすることができない。
- ② 認定期間終了時に更新の条件が満たされていないために、更新申請を行うことができなかった者が、認定期間終了後2年以内に更新の条件をすべて満たすこととなった場合は、更新申請としての手続きをすることができる。ただし、この更新の有効期間の起算日は、通常の更新がなされたとした場合の起算日とする。